

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザル方式により事業実施者の選定を行いますので、下記のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 16 日

橋本市長 平木 哲朗

1. 業務名

令和 8 年度 橋本市子育て世代向け動画コンテンツ制作委託業務

2. 業務内容

令和 8 年度 橋本市子育て世代向け動画コンテンツ制作委託業務に係る公募型プロポーザル要求水準書のとおり

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 令和 8 年度橋本市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 橋本市建設工事等契約に係る指名停止基準（平成 18 年 6 月 1 日制定橋本市告示第 271 号）に基づく指名停止または橋本市物品購入等契約に係る入札参加資格停止基準（平成 26 年 6 月 1 日制定橋本市告示第 87 号）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第 3 者の不正の利益を図る目的または第 3 者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(6) 過去 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間）で、地方公共団体・事業所において本業務と同種または類似業務の受託実績があること。同種または類似業務とは、要求水準書 6. 業務内容に沿った実績とする。

4. スケジュール

項目	期日	備考(方法、提出物等)
実施要項等の公表	令和 8 年 7 月 16 日(木)	
質疑書の提出期限	令和 8 年 7 月 23 日(木) 正午まで(必着)	電子メールにて提出
質疑書への回答	令和 8 年 7 月 27 日(月)	電子メール及び市ホームページ
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 7 月 31 日(金) 正午まで(必着)	郵送又は持参
一次審査結果通知	令和 8 年 8 月 5 日(水)	電子メールにて通知
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 8 月 17 日(月) 午後 5 時まで(必着)	郵送又は持参
プレゼンテーション (二次審査)の実施	令和 8 年 8 月 21 日(金) 【予定】	電子メールにて通知
選定結果の通知	令和 8 年 8 月下旬頃	電子メールにて通知
業務委託契約締結	令和 8 年 8 月下旬頃	

5. その他

令和 8 年度 橋本市子育て世代向け動画コンテンツ制作委託業務 実施要項のとおりとする。

6. 事務局

担 当：和歌山県橋本市総合政策部秘書広報課

所在地：〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目 1 番 1 号

電 話：0736-33-2676（直通）

E-mail：kocho@city.hashimoto.lg.jp

担当者：佐藤 貴仁（内線 1203）